

## 令和元年度 10月1日以降 長崎市利用者負担額【保育料】

【 】内はひとり親世帯、世帯員に障害者がいる世帯

1号認定	2・3号認定	区 分		3号		1号・2号
				保育標準時間	保育短時間	
A	A	生活保護世帯		0円	0円	0円 (副食費も <b>免除</b> )
B	B	市民税非課税世帯				
	C	C	非課税	16,000円 【7,500円】	14,400円 【6,700円】	
D1	D1	市民税所得割課税額	48,600円未満	24,000円 【9,000円】	21,600円 【8,100円】	0円 (副食費は実費負担)
			77,101円未満	24,000円	21,600円	
D2	D2		169,000円未満	37,000円	33,300円	
D3	D3		301,000円未満	47,000円	42,300円	※ 第3子以降は免除 (数え方は裏面参照)
D4	D4		397,000円未満	51,000円	45,900円	
D5	D5		397,000円以上	58,000円	52,200円	

(注1) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは3号認定の保育料となります。

(注2) 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税(寄付金)控除などの税額控除(調整控除除く)前の税額となります。

(注3) 利用者負担額【保育料】は、主に父と母(場合によっては、祖父または祖母)の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

### 多子世帯の負担軽減措置

次の条件に当てはまる場合は、保育料を半額もしくは0円とします。

- ・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。ただし、市民税所得割課税額97,000円未満(D1階層以下)の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね満18歳までの子ども)から数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。
- ・ ひとり親世帯等の市民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね満18歳までの子ども)から数えて、2人目以降は0円とします。

【別紙】

副食費免除対象者の確認一覧

1号認定	2号認定	区 分		1号認定			2号認定				
				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
A	A	生活保護世帯		免除			免除				
B	B	市民税非課税世帯									
	C	C	非課税								
48,600 円未満											
D1	D1	市民税所得割課税額	77,101 円未満	実費負担			実費負担				
			97,000 円未満							免除 (概ね 18 歳までの範囲で子の数を数える)	免除 (概ね 18 歳までの範囲で子の数を数える)
			169,000 円未満							免除 (小学校 <u>3年生</u> までの範囲で子の数を数える)	免除 (小学校 <u>就学前</u> までの範囲で子の数を数える)
			301,000 円未満								
			397,000 円未満								
397,000 円以上											
D2	D2										
D3	D3										
D4	D4										
D5	D5										